

上尾伊奈資源循環組合の締結する契約からの暴力団排除措置に関する  
要綱

令和5年 5月16日  
管理者 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、組合の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団の構成員、暴力団関係者又は暴力団関係業者であること等が判明した場合における入札参加除外等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合の契約 組合が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により発注する次の契約をいう。
  - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）
  - イ 物品の買入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他の業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- (2) 有資格業者 建設工事等及び物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者で、かつ、前号に掲げる者以外の者をいう。
- (5) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (7) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

(入札参加除外)

第3条 管理者は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

2 管理者は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下この条において「組合等」という。）を、前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても、当該組合等が入札から除外される期間、入札から除外するものとする。

3 管理者は、組合等の構成員のうちの有資格業者を第1項の規定により入札から除外するときは、当該組合等についても、当該有資格業者が入札から除外される期間、入札から除外するものとする。

4 管理者は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、入札参加除外の決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者の役員等を変更した場合についても、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

(入札参加除外の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加除外の期間は、当該措置要件ごとに、同表に定める期間の最も長いものをもって入札参加除外の期間とする。

2 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるために又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表に定める期間又は前項の規定による入札参加除外の期間を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、同表又は同項の規定にかかわらず、入札参加除外の期間を同表又は同項に規定する期間の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合は36月）とすることができる。

3 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、前項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を延長することができる。

4 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたとき、又は入札参加除外の期間が経過し、かつ、除外理由の事案が改善されたと認めたときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

(入札参加除外の通知)

第5条 管理者は、第3条各項の規定により入札から除外したとき、前条第3項の規定により入札参加除外の期間を延長したとき、又は同条第4項の規定により入札参加除外を解除したときは、当該有資格業者に対し、その旨をそれぞれ、入札参加除外通知書(第1号様式)、入札参加除外期間延長通知書(第2号様式)又は入札参加除外解除通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第6条 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第7条 管理者は、入札参加除外の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(報告の義務)

第8条 組合と契約を締結した有資格業者は、当該契約の履行に当たり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係業者から妨害を受けたときは、速やかに、その旨を管理者に報告しなければならない。

(妨害の際の措置)

第9条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った有資格業者に対して、警察への被害届の提出を指導するとともに、工程の調整、履行期間の延長その他必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への協力要請)

第10条 管理者は、この要綱の規定による措置を実効あるものとするため、関係官公庁その他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(所轄警察署との連携)

第11条 管理者は、所轄警察署との密接な連携のもとに、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警

察署に照会し、又はその参加を求め、当該情報に関する事実確認を行うものとする。

(入札参加除外の公表)

第12条 管理者は、第3条各項の規定により入札から除外したときは、その事実を公表するものとする。

2 管理者は、第4条第4項の規定により入札参加除外を解除したときは、公表を取りやめるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、組合の締結する契約からの暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係業者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条、第4条、第11条関係)

措置要件	期間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

<p>き。</p>	
<p>4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>ア 左の行為が上尾市内又は伊奈町内で行われた場合 逮捕又は公訴を知った日から12月 イ 左の行為が上尾市及び伊奈町の区域外で行われた場合 逮捕又は公訴を知った日から6月</p>

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

上尾伊奈資源循環組合  
管理者 印

入札参加除外通知書

上尾伊奈資源循環組合の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に基づき、下記のとおり入札から除外することとしたので、通知します。

記

1 入札参加除外期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 入札参加除外の理由

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

上尾伊奈資源循環組合  
管理者 印

入札参加除外期間延長通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加除  
外の期間を次のとおり延長したので、通知します。

1 従前の入札参加除外期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 延長後の入札参加除外期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

上尾伊奈資源循環組合  
管理者 印

入札参加除外解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加除  
外を解除したので、通知します。